

2008年9月26日

名古屋市長 松原 武久 様

日本共産党名古屋市議員団

団長 わしの 恵子

「2009年度予算編成にあたっての重点要求」の 提出について

自公政権による後期高齢者医療制度の実施をはじめとした社会保障制度の改悪や雇用破壊に加え、昨今の原油高や生活必需品の高騰によって、市民のくらしは一層の厳しさを増しています。わが党市議団が今夏実施し4千人以上から回答を得た「市政アンケート」でも、「貧困と格差を実感する」との声が回答者の7割にも達しています。

国による社会保障切り捨てに反対し、福祉・くらしを守る施策をすすめるとともに、貧困打開のためにあらゆる緊急の対策を行うなど、名古屋市が「住民福祉の増進」という地方自治体の本来の役割に立ち返ることが求められています。

また、同じく「市政アンケート」で、市民が「名古屋市が力を入れて取り組むべきこと」のトップにあげた項目は「ムダな公共事業の削減」でした。巨額的大型プロジェクトは中止・見直し、保育所など社会福祉施設の民営化や公の責任を投げだす民間手法導入の推進などはやめるべきです。

また、先の8月末豪雨による被災者への補償・支援と緊急かつ抜本的な浸水対策、および地球温暖化対策の強化も求められます。

いまこそ、「税金の無駄遣いを見直し、福祉・くらしの充実を」という市民の願いにこたえ、市政の抜本的な転換が必要です。

以上の立場から、わが党は、50項目の重点要求をとりまとめました。十分に検討され、来年度予算編成に反映されるよう強く求めるものです。

2009年度予算編成にあたっての重点要求

(1) 福祉・介護・医療の充実で、安心できる市政を

1. 後期高齢者医療制度の廃止を国に求めるとともに、市独自の新たな福祉制度の創設で、保険料負担軽減措置を講ずる。また、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用する。
2. 国民健康保険料を値下げし、資格証明書の発行を行わない。65歳以上の国保料・住民税の年金天引きを行わない。
3. 介護保険の保険料を引き下げるとともに、保険料・利用料の減免制度を拡充する。
4. 特別養護老人ホームなどの待機者の実態を把握し、必要な介護基盤の整備を急ぐ。療養病床の削減計画の中止を国に求める。
5. 知的障害者通所授産施設をはじめとした市立障害者施設の民営化は行わず、民間の障害者施設に対しても、補助金を拡充する。
6. 生活保護の住宅扶助基準額を引き上げ、老齢加算・母子加算を復活するよう国に求める。
7. 市民病院については、医師・看護師の確保や救急医療の充実に努めるとともに、一般会計繰り入れで経営を安定させ、病床削減や経営形態の変更を行わない。「市立病院整備基本計画」は抜本的に見直し、守山市民病院の分娩再開など充実させる。

(2) 雇用と営業を守り、貧困の打開を

8. 市発注の契約に際して、適切な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定し、労働者の賃金を時給1000円以上とする。
9. 消防、介護・福祉、教育など市民生活に必要な分野における市職員の正規採用を増やし、「官製ワーキングプア」というべき、臨時・派遣・請負への置き換えをやめる。

10. 「ネットカフェ難民」など新たな青年の不安定雇用の広がりへの対応として、住居確保のための資金や生活資金の無利子貸し付け、家賃補助制度などを創設するとともに、市として市内企業に対して正規雇用を増やすよう働きかける。
11. 大型店の進出・撤退や24時間営業などについて、市独自の規制を行い、地域環境を保全し、商店街に賑わいを取り戻す。
12. 市内の中小企業・業者の実態調査を実施し、これをもとに「中小企業振興基本条例」を制定し、総合的な中小企業対策をすすめる。
13. 原油・物価の高騰に対して、深刻な影響を受けている中小業者への融資制度を拡充するとともに、低所得者への生活資金の無利子貸付制度を創設する。

（３） 教育、保育・子育て支援を充実させ、「子育てするなら名古屋」にふさわしい公的責任を果たす

14. 子どもの医療費助成制度は、通院も中学校卒業まで無料にするとともに、妊産婦健康診査の無料回数を15回に拡大し、助産所での健診も助成対象とする。
15. 「ひとり親家庭手当」を増額し、支給期間を延長する。母子家庭に支給される児童扶養手当を父子家庭にも支給するよう国に求めるとともに、児童扶養手当と同額を父子家庭に支給する市独自制度を創設する。
16. 公立保育所の民営化は行わず、保育所増設での入所待機児解消や、公・民ともに特別保育の充実を図るとともに、保育料の値上げを行わず、値下げする。
17. 学童保育をトワイライトスクールに一本化する「名古屋市放課後子どもプラン（仮称）」は抜本的に見直し、市の責任で児童福祉法に基づく学童保育事業を実施するとともに、既存の学童保育所を制度化し、助成を拡充する。
18. 市立学校の標準運営費や光熱水費などの運営費を大幅に増額する。
19. 学校の雨漏り等の老朽化対策として、大規模改造事業については新たな計画を立てて推進する。
20. 小中学校の全学年での30人学級を段階的に実施するとともに、今後の教員不足に対応するためにも、採用選考方法の改善・年齢制限撤廃で、経験と実績のある臨時教員を積極的に採用する。

21. 保育所の全保育室へのクーラー設置を早急にすすめるとともに、市立学校・幼稚園の普通教室などにクーラーを設置する。
22. 冷水プールの廃止計画を撤回し、計画的な改修を行い存続させる。

(4) 地球温暖化対策をすすめ、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを

23. 第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）の開催にあたっては、企画・運営への環境NGO・市民団体の参加や、環境破壊の大型開発事業中止など市政の検証と改善、国際会議に便乗した税金の無駄遣いを行わないことなどに留意する。
24. 地球温暖化抑止のために、「地球温暖化対策条例」を策定し、2010年までのCO₂10%削減の目標達成を図るとともに、2020年までに30%削減（90年比）する中期目標を明確にする。
25. CO₂排出を増加させ、ヒートアイランドをもたらす「都市再生」を見直し、超高層ビル建設への補助金は支出しない。
26. 公共交通と自動車利用の割合を「7：3」から「6：4」にする目標を達成するため、市バスの充実、LRT導入の検討など、公共交通の充実を図る。
27. 容器包装以外のプラスチックについては、可燃ごみへの分別区分の変更は行わず、資源化を進める。
28. 「緑地保全地域制度」の導入などによって「里山」など民有緑地の保全を図るとともに、農産物の価格保障制度や地産地消の拡充などの農業振興策を強化し、農業経営と農地を守る。
29. 東京大気汚染訴訟の和解をふまえ、ぜん息など大気汚染による新たな健康被害者に対し、医療費助成を行うとともに、浮遊粒子状物質を健康影響評価の対象にする。
30. 都市高速道路の環境保全目標を超える騒音や大気汚染は、ただちに改善する。環境悪化を招く都市高速東海線の延伸は中止する。
31. 河川整備や遊水機能の保全などの総合的な治水対策とともに、8月末豪雨のような局所的豪雨への対応・対策として、時間雨量60ミリ対応の雨水整備事業の拡充や、民間施設や各家庭における雨水タンク設置への助成など、各戸貯留の普及を推進する。浸水被害に対する補償・減免措置をさらに拡充させる。

(5) 「自治体リストラ」「営利企業化」をすすめず、不要・不急の大型事業の中止・見直しで、税金の使い方をあらためる

32. 区役所改革にあたっては、区役所の基本的機能の拡充と市民サービスの充実を基本にすえ、税務事務所設置計画は撤回する。
33. 自治体の「営利企業化」をもたらす経営アドバイザーや経営会議、「外部行政評価委員会」は廃止し、予算編成は、各局への財源配分方式ではなく、現場からの予算要求積み上げ方式にあらためる。
34. 名古屋城の本丸御殿をめぐっては、税金の使い方に対する市民合意が得られていないことから、復元工事は凍結する。
35. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
36. 水需要のない徳山ダムの導水路事業は中止し、中部国際空港の第2滑走路建設はすすめない。
37. 名古屋港における複数の大水深バース建設は中止し、金城ふ頭の活用も含め、貨物需要に見合ったターミナル整備をすすめる。

(6) 男女平等・人権尊重のまちづくりを

38. 市の管理職や審議会への女性登用を増やし、政策決定への女性の参画をすすめる。
39. 「子ども条例」の市民への普及をすすめるとともに、条例の精神を市政全体に徹底し、全庁的な施策の見直しを行うための庁内機構をつくる。
40. 「人権啓発等活動拠点」の整備にあたっては、特定団体の意向をくみ上げることなく、すべての市民が憲法で保障された諸権利を享受できるための拠点整備となるよう、幅広い市民参加で公平・公正な検討を行う。
41. 増加する外国籍市民について、生活実態の把握・分析を行い、教育、医療、就労などあらゆる市民生活の場面で権利が保障され、地域社会で共生していくための、「多文化共生推進計画（仮称）」を策定する。

42. 「住まいは人権」の立場で、市営住宅の増設や最低居住水準未満の住宅の解消などを図る「住宅基本条例」を制定するとともに、公営住宅の入居所得基準の上限を元に戻すよう国に求める。国に対して、UR賃貸住宅再編、雇用促進住宅廃止などを見直し、公的責任を果たすように働きかける。

(7) 憲法9条を守り、平和な名古屋に

43. 憲法9条にもとづく平和の都市外交を広げ、歴史に向き合う姉妹友好都市交流など、アジアをはじめ世界との交流を図るとともに、非核名古屋都市宣言を行う。
44. 非核三原則を堅持し、「核装備をしていない証明」がなければ名古屋港に入港できないようにする。名古屋港の自衛隊や米軍の軍事利用に反対する。
45. 戦争協力となる「国民保護法」の凍結・撤廃を求め、「名古屋市国民保護計画」にもとづく訓練などを市民に強制しない。

(8) 政官業の癒着をなくし、清潔・公正な市政を

46. 政治と業界との癒着の温床である企業・団体献金について、公共事業受注企業からの献金は受け取らない。また、「政治資金パーティ券」の購入を企業・団体に対し求めない。
47. 市関連企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
48. 入札は一般競争入札を原則とし、談合の事実が発覚した企業へのペナルティをより厳しくする。
49. 長年続いてきたといわれる教員採用試験結果の市会議員等への事前連絡について、外部からの圧力の有無等の実態調査を行い、教員採用・管理職昇進について公平性、透明性を高めるための対策を講ずる。
50. 議会の政務調査費を減額し、領収書なども全面的に公開する。議員の議会出席の費用弁償や海外視察費を廃止する。

以上